

社会福祉法人美唄市社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会（以下「当法人」という）定款第10条および第27条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに運営協議会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会並びに運営協議会等に出席した場合の費用弁償

美唄市内	1,000円
------	--------

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

美唄市内	1,000円
------	--------

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年3月19日から施行する。